

## 2025年4月 入学料免除及び入学料徴収猶予実施案内(私費留学生用)

- ・入学手続き案内におけるオンライン登録時に必要事項を入力された方が対象となります。
- ・入学料免除及び入学料徴収猶予の申請者は、結果通知がなされるまでの間は入学料の徴収を猶予されますので、通知前に入学料を納付しないよう注意してください。

## 1. 入学料免除及び入学料徴収猶予の対象者

- (1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
  - (2) 入学前1年以内(2024年4月から2025年3月まで)において学資負担者が死亡し、または、本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる方
  - (3) 前項に準ずると学長が認める方
- ※免除は限られた予算の範囲内で実施するため、免除の対象者全員が必ずしも免除されるとは限りません。

## 2. 免除の額及び徴収猶予の期間

入学料の免除が必要と認められた方について、納付すべき入学料の全額または一部を免除します。  
 入学料の徴収猶予が認められた方は、2025年8月末日まで入学料の徴収が猶予されます。

## 3. その他必要書類の提出期間

以下の受付期間内に提出してください。詳細は5月中旬に別途メールで案内します。  
 ※以下の受付期間中に必要書類の提出が無い場合は申請取り下げとみなします。

## ■受付期間

窓口の混雑を避けるため、入試区分別に指定日を設けています。できるだけ指定日に提出してください。  
 (指定日に都合が悪い場合は、他入試区分の指定日または予備日も可能です。)

6月12日(木) (9:30~11:30、 13:00~14:00)	6月13日(金) (9:30~11:30、 13:00~14:00)	6月16日(月) (9:30~11:30、 13:00~14:00)	6月17日(火) (9:30~11:30、 13:00~14:00)
情報科学	バイオサイエンス	物質創成科学	予備日

## ■提出場所

学際融合領域研究棟2号館 1階 研修ホール

注) 書類受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。

#### 4. 提出書類

申請の際には、

- (1) 申請者全員が提出する書類
- (2) 収入状況等の確認のために必要な書類
- (3) 特別控除等を受けるために必要な証明書類

等がありますので、この案内をよく読んで必要な書類等を全て揃えて申請してください。

※ (写)と書かれた書類については、証明事項が鮮明にわかるようにA4判用紙にコピーまたは貼付のうえ、提出してください。

##### (1) 申請者全員が提出する書類

必要書類	備考
家庭状況調査書	学内ホームページから入手可能(2025年5月中旬)

##### (2) 収入状況の確認のために必要な書類

申請者及び日本国内に居住する家族が次に該当する場合は、以下の書類を必ず提出してください。

該当事項	必要書類	発行・証明先
給与所得者 (アルバイト・パート等を含む)	○ 「令和6(2024)年分 給与所得の源泉徴収票」(写) または直近3ヶ月分の支払明細書	勤務先
給与所得者のうち令和6(2024)年1月2日以降に 就職・転職した方(アルバイト・パート等を含む)	○ 「令和6(2024)年分 給与所得の源泉徴収票」(写)、 「月収及び年収見込額証明書」【様式 1】※1 上記2点または直近3ヶ月分の支払明細書	
令和6(2024)年1月1日以降に退職した方	○ 「退職に関する証明書」【様式 2】※1	
申請者または配偶者が給付奨学金(返済の必要 がない奨学金)を受けている場合(受給予定を含 む。)	奨学金受給(給付奨学金のみ)を証明する書類 (年額または月額のわかる奨学生採用通知等のコピー)	
その他の収入がある場合	金額が確認できる書類を提出してください。	

※1 本学所定用紙に勤務先または就職先で証明を受けて提出してください。ただし、要件を満たす所定の証明書があれば、そちらでの代用も可能です。

##### (3) 特別控除を受けるために必要な証明書類等

申請者及び日本国内に居住する家族が次に該当し、特別控除を受けようとする場合は、必要な証明書類を提出してください。

該当事項	必要書類	発行・証明先
就学者がいる場合 ※ 配偶者・子供が就学者の場合		
国立大学・国立高等専門学校	○ 「在学状況及び授業料免除状況証明書」【様式 3】	在学国立学校
外国・公私立の高校及び大学(大学院)	○ 「在学証明書」または「学生証(写)」 (発行日・有効期限の記載部分もコピーすること。)	在学学校
専修学校	○ 「在学状況及び授業料免除状況証明書」【様式 3】 または「学生証(写)」(発行日・有効期限・在籍課程の記載部 分もコピーすること。)	
小学校・中学校	証明書は不要	
長期療養者(6ヶ月以上療養中または6ヶ月以 上の療養を認められた方)がいる場合	○ 「診断書」(6ヶ月以上の療養期間を示す診断書) ○ 「長期療養者の医療費等計算書」【様式 4】 ○ 「医療費支払証明書」または「領収書」(写)	医療機関・保険 会社等
※ 医療費がかからない場合は、該当しません。	※ 6ヶ月以上支出していることが証明できる最近1年以内 (2024年6月から2025年5月分)のもの(各月・医療機	

該当事項	必要書類	発行・証明先
	関毎にコピーしてください。 <input type="checkbox"/> 保険金、高額療養費が支給されている場合はその証明書等	

**【注意事項】**

- (1) 審査の段階で書類不備・確認が必要な事項が見つかった場合は、申請受付後でも、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。  
 教育支援課学生支援係から連絡があった場合は、速やかに対応してください。
- (2) 提出のあった書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

**5. 判定結果の通知及び通知後の入学料の納付について**

- ・7月下旬に判定結果を通知します。判定結果の確認には書類受付後に配布する受付番号が必要になります。
- ・判定結果については、申請者全員に学内メールにて通知しますので必ず確認してください。
- ・入学料の徴収猶予を許可されなかった方は、その決定が告知された日から起算して14日以内に入学料を納付してください。徴収猶予を許可された方は、**8月末日まで**入学料の納付が猶予されます。
- ・期日までに入学料を納付されない場合は、除籍となりますのでご注意ください。

**6. 個人情報の保護について**

申請時に取得した情報は、入学料免除及び入学料徴収猶予業務、授業料免除業務のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

**事務担当:教育支援課学生支援係**

TEL 0743-72-5920 / E-mail: shien@ad.naist.jp